

宮福生第 803 号
令和7年 1月 6日

宮古島市社会福祉協議会
会長 野原 勝 殿

宮古島市長 座喜味 一幸



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は下記のとおりです。

記

〔有効期間〕 令和7年 1月 6日 から 令和12年 1月 5日 まで